

事業区分
その他サービス

平成27年度 事務事業評価シート

事務事業名		台東区高齢者住宅生活援助員				所管	都市づくり部 住宅課			
事務事業の概要	事業の開始・終了年度		[事業開始]	平成 2 5 年度	[終了予定]	- 年度				
	根拠法令等	条例・規則	[法令等名]	台東区高齢者住宅条例・同施行規則、台東区高齢者住宅生活援助員設置要綱						
	事業対象	高齢者住宅及び高齢者住宅入居者								
	事業目的	高齢者住宅に生活援助員を配置し、入居者に対する生活指導や相談、安否確認等の業務を行い、高齢者の生活のサービスの充実を図る。								
	事業内容	社会福祉士や介護福祉士等の資格を有する生活援助員が、高齢者住宅入居者に対して生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応、疾病等に対する一時的な介護、関係機関との連絡、日常生活上の援助を行う。								
	委託の有無	全部委託	委託内容	高齢者住宅生活援助員業務委託						
	補助金の有無	国・都								
事務事業の実績	種別	指標の名称	(単位)	目標値 (29年度)	24年度	25年度	26年度			
	活動指標	導入高齢者住宅棟数	棟	4	-	1	1			
	成果指標									
	決算額	(単位：千円)			-	828	1,594			
	事務事業コスト	人にかかるコスト(人件費など)			-	3,409	2,550			
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			-	828	1,594			
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			-	0	0			
		総経費			-	4,237	4,144			
	財源項目	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			-	0	0			
		その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			-	828	1,594			
一般財源(区負担額)			-	3,409	2,550					
前回評価から改善した事項	H27年4月よりシルバーピア金竜へ生活援助員を配置し、配置棟数は合計2棟となった。									
評価の視点	評価	評価の理由								
	必要性	4	高齢者住宅に生活援助員を配置することにより、入居者に対する専門的な生活指導や相談業務等が可能となっている。							
	効率性	3	地域包括支援センター等を運営する法人に生活援助員の派遣を委託することにより、効率的に実施している。							
	手段の適切性	4	地域包括支援センター等を運営する社会福祉法人に生活援助員の派遣を委託し、高齢者住宅に配置する方法が、手段として適切である。							
	目的達成度	4	平成25年9月にあらたに開設したシルバーピア東泉に生活援助員を導入し、日常生活において入居者が必要な援助を迅速かつ的確に行っている。							
[評価の理由](区民生活への影響を十分考慮すること)						評価結果	今後の方向性			
高齢者住宅に社会福祉士、介護福祉士、介護職員初任者等の資格を有する生活援助員を派遣するよう社会福祉法人に委託し、専門的な生活指導・相談や日常生活上必要な援助を行い、入居者の生活のサービスの充実に取り組んでおり、必要性は高く、既存の高齢者住宅にも配置していく。							拡大	拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了		